

登園許可証

児童名 _____

疾患名 _____

1. 症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。
2. 伝染性の疾患ではなく、集団生活は可能です。
3. その他

年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

印 _____

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症による集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが快適に生活できるよう下記の感染症について証明書の提出をお願いします。
感染力のある期間に配慮し、健康状態が集団での保育園生活の可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

<登園許可証の必要な感染症>

病名	登園の目安
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了してから
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
風疹（3日はしか）	発疹が消失してから
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過してから
結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O11等）	
ウィルス性肝炎	
急性出血性結膜炎 （アポロ病）	
流行性角結膜炎 （はやり目）	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
その他の感染症	*上記の感染症以外にも登園許可証の対象になる場合があります。 （登園の目安については診察した医師の判断によります）

*他に集団感染の恐れがある疾患についても登園許可証が必要になる場合があります